

出雲市税条例等の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律案は、平成 30 年 2 月 6 日に国会に提出され、3 月末可決成立し、4 月 1 日から施行される見込みです。この税制改正に伴い、出雲市税条例等についても一部改正することになりますが、4 月 1 日からの施行が必要となるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分させていただきたいと考えております。

なお、この一部改正につきましては、同条第 3 項の規定により、次の議会において報告し、承認を求めることとなります。

今回の主な改正点については、下記のとおりです。

【主 な 改 正 点】

○平成 30 年 4 月 1 日施行分

固定資産税・都市計画税関係

評価替えにより税負担が急増しないようにするため、平成 9 年度から講じられていた土地に係る負担調整措置を現行の仕組みで 3 年延長。(固定資産税・都市計画税)